

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年11月13日（金） 号外第88号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 人委規則 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（11）（給与課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

# 人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月13日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

## 鳥取県人事委員会規則第11号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p><u>(令和2年度における特別休暇の特例)</u></p> <p><u>10 令和2年度における特別休暇については、第16条の規定にかかわらず、条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、第16条の表の左欄に掲げる場合及び次の表の左欄に掲げる場合とし、条例第16条第2項の人事委員会規則で定める期間は、第16条の表の右欄に掲げる期間及び次の表の右欄に掲げる期間とする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td> <p>年末年始における新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の拡大防止のため、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合</p> </td> <td> <p>令和2年12月24日から令和3年1月11日までの期間内において、3日の範囲内の期間</p> </td> </tr> </table>	<p>年末年始における新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の拡大防止のため、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>令和2年12月24日から令和3年1月11日までの期間内において、3日の範囲内の期間</p>	<p>附 則</p> <p>1～9 略</p>
<p>年末年始における新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の拡大防止のため、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>令和2年12月24日から令和3年1月11日までの期間内において、3日の範囲内の期間</p>		

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前

附 則

1～9 略

(令和2年度における特別休暇の特例)

10 令和2年度における特別休暇については、第15条の規定にかかわらず、条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、第15条の表の左欄に掲げる場合及び次の表の左欄に掲げる場合とし、条例第14条第2項の人事委員会規則で定める期間は、第15条の表の右欄に掲げる期間及び次の表の右欄に掲げる期間とする。

<p>年末年始における新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の拡大防止のため、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>令和2年12月24日から令和3年1月11日までの期間内において、3日の範囲内の期間</p>
---	--

附 則

1～9 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。